

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンに相当する「協力関係にある下請業者や関連する取引先業者の皆様」との連携・共存共栄を進めることを目的とし、現場でのグループとしての関係性強化を構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. グループ全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じて、その先の二次的な取引先に働きかけることにより、グループ全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

○一般社団法人日本建設業連合会の定める「下請取引適正化と適正な受注活動の徹底に向けた自主行動計画」を踏まえ、適正取引を実行するとともに、協力会社等に対して適正取引の普及啓発と人材育成等の支援に努めます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定、契約に当たっては、契約内容の明確化、紛争発生防止、適正な収益の確保等の観点から、取引先業者と十分に協議し、着工前に書面による契約の締結を行います。また、その際には対等な立場での協議を行い、双方が納得する条件に基づく契約の締結に努めます。

② 下請代金の支払条件

下請代金は現金払とすることを徹底しています。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

○当社は、「すべてのことに誠実に よりよい仕事をしよう」を社是とし、土木工事業・舗装工事業・道路側溝補修業・産業廃棄物収集運搬業を展開し、持続可能な社会の実現に努めると共に、環境、社会、経済の諸課題に取り組んでいます。
取引先との関係においても公正な取引を実施し、良好な信頼関係の維持・向上に努め、強固なパートナーシップの構築に取り組んでまいります。

2024 年 3 月 14 日

株式会社アスベック

企 業 名

代表取締役 楠 茂夫

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。